○内閣府令第二十三号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定教育・保育施設等との連携） **第四十二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。 一　市町村長が、児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき 二　［略］ 5　前項（第二号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 ［一・二　略］ ［6～9　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定教育・保育施設等との連携） **第四十二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。 一　市町村長が、児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき 二　［同上］ 5　前項（第二号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 ［一・二　同上］ ［6～9　同上］

附　則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（上席企業結合調査官） **第四条**　企業結合課に、上席企業結合調査官三人を置く。 2　［略］	（上席企業結合調査官） **第四条**　企業結合課に、上席企業結合調査官二人を置く。 2　［同上］